

令和8年1月 和水町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年1月9日（金） 午後4時00分から午後4時41分

2 開催場所 和水町中央公民館 1階大会議室

3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（11名）。

会 長 3番 有働憲一

会長代理者 7番 吉永剛

委 員 1番 猪口琢真 2番 本山鉄雄 4番 荒木豊 5番 武田祐誠

6番 牛島宣雄 8番 古郷明子 9番 田島たまみ 10番 中山和之

11番 石口秀明

4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである（0名）。

5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（16名）。

西川 茂 高木茂佳 上田憲一 前淵慎一郎 大久保徳幸 石原裕一 内田克昭

池上洋一 井島繁利 牛島竜一 中嶋 孝 上田岩雄 徳永博之 大塚寛治

福原栄司 柿原 健

6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（1名）。

小池絵里

7 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名委員の指名

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請について（農地法第5条許可）

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第1号 中途解約通知書（農地法第18条通知）について

6 その他

7 閉 会

8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（3名）。

事務局長 中山 寛久

庶務係長 高木 慎一郎

会計年度任用職員 中嶋 康文

9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（0名）。

事務局

1 開 会

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めます。

まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「新年、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひします。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和8年1月和水町農業委員会総会を開会します。

2 会議成立宣言

本日は、農業委員11名中11名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条に規定する定足数に達しており、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

みなさん、改めまして、「新年、明けましておめでとうございます。」

本年もよろしくお願ひいたします。

さて、昨年を振り返ってみますと、和水町の農業を守ることが私たちの使命であります。農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加、農業資材の高騰など、農業経営が難しい状況でありました。米の値段は3年前より高値で推移しまして、都会のスーパーでは、行列を作って買い求める姿が見られました。今後の農業はどうなるのか、という状況でした。

和水町の農業は中山間で経営が厳しい状況ではありますが、今後も、農地を守っていきたいと思います。

本日は1月の総会です。審議の方もよろしくお願ひします。

事務局

有働会長、どうもありがとうございました。

会長には、「会議規則」第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。

議長 有働

4 議事録署名委員の指名

議事に入る前に、「会議規則」第13条第2項の規定により、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、10番中山委員と11番石口委員をお願いします。

次に、注意事項を申し上げます。議事中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、ご意見やご質問があれば、挙手によりご発言いただきますよう併せてお願ひします。

それでは、議事に入ります。

5 議事

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が3件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案書の1ページにてご確認ください。

申請地については、「3条位置図」にて併せてご確認ください。

所有権移転の受付番号1 熊本市譲渡人から瀬川の譲受人へ (贈与)
所有権移転の受付番号2 玉名市の譲渡人から原口の譲受人へ (売買)
所有権移転の受付番号3 福岡県大牟田市の譲渡人から和仁の譲受人へ (売買)

まず、受付番号1について説明します。

この案件の譲受人の現在の職業は会社員ですが、新たに取得される農地にて里芋や大根を作付けされる予定となっております。農業機械等も既に複数保有されており、今後農地を管理されていくということです。

次に、受付番号2について説明します。

この案件の譲受人は農作業歴45年以上であり、今までは農地を借りて作付けをされていましたが、今回取得される農地にて、引き続き野菜類等を作付けされる予定となっております。無農薬の野菜作りをされており、既に農業に従事されて農地を適切に管理されています。

次に、受付番号3について説明します。

この案件の譲受人は既に農業に従事されており、今回取得される農地を含めて近隣の山林も開墾し、みかん畑を広げられる予定となっております。事業計画書にて確認を行いました。

これらの案件について、申請書に記載された内容及び現地確認等により審査しました結果、3条許可の審査基準である「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しています。

議案第1号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

つづきまして受付番号1及び2について、現地確認をしていただいた1番猪口委員の報告をお願いします。

1番猪口委員

受付番号1及び2について、1番猪口が報告します。

受付番号1及び2について、12月23日、私と事務局員の2名で現地確認を行いました。

まず、受付番号1について、申請地は瀬川地内にある農地で、現状はきちんと管理されていました。

取得される農地にて、里芋や大根を作付けされるとのことでしたが、私が個人で以前確認したときは、猪に荒らされていた状態だったため、若干の心配がありましたが、譲受人の方に今後はしっかりと農地を管理してほしいと思ったところです。

次に、受付番号2について報告します。

申請地は原口地内の農地で、集落内に位置していました。

現状は全て耕作されており特に問題となることはありませんでした。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

次に受付番号3について、現地確認をしていただいた7番吉永委員の報告をお願いします。

7番吉永委員

受付番号3について、7番吉永が報告します。

12月23日、私と事務局員の2名で現地確認を行いました。

申請地は上和仁地内の農地で、ミカン畑に隣接していました。

現状は、狭小地で荒れておりましたが、譲受人が取得される農地と含めて近隣の

山林を開墾し、みかん畑を広げられるとのことでしたので、許可相当と判断いたしました。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第1号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第1号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第2号 「農地転用事業計画変更承認申請について」

農地法第5条の規定による、農地転用事業計画変更承認の申請が1件提出されています。

申請人及び土地の所在等については、議案書の2ページにてご確認ください。

令和6年3月の総会において、借受人が橋の架け替え工事のため、令和8年2月22日までを一時転用期間として現場事務所を目的に申請を行い、許可がなされておりましたが、この度、工事の工期延期に伴い、一時転用期間を延長する必要があることから、事業計画変更承認申請が提出されたものです。

変更後の一時転用期間は令和8年12月31日までとなっており、その他の変更は特にありません。

議案第2号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明と、現地調査の結果についての委員からの報告について、今回の申請は、一時転用期間の延長のみを理由とした事業計画変更承認申請ですのでこれらの説明は省略します。

議案第2号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第2号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。
受付番号6から34の案件については、農業委員会の委員が関与される案件です。
受付番号6から34を除く他の案件から先に審議します。
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）について」

農用地利用集積等促進計画（案）について、受付番号6から34を除く1から5について、新規の、賃貸借権設定が4件、使用貸借権設定が1件提出されています。

この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案書3ページにてご確認ください。

農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「中間管理事業推進法」といいます。）」第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件となります。

意見後につきましては、同法第18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な促進計画書の作成を要請することになります。

農地中間管理機構を介しての賃貸借権設定であり、この案件の許可要件である「中間管理事業推進法」第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合しており、設定を受ける者は、同法同条同項第2号で定める「全部効率利用要件」及び「農作業常時従事要件」に適合しています。

議案第3号受付番号1から5の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。
議案第3号受付番号1から5について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第3号受付番号1から5について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
議案第3号受付番号1から5につきましては、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第3号受付番号6から34を審議します。
この案件は、農業委員会の委員が関与される案件です。「会議規則」第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、本件に関与される関係委員の退室を求めます。

—— 関係委員退席 ——

議長 有働 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号受付番号6～34について説明します。
この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案書3ページから9ページにてご確認ください。

この案件につきましても、農地中間管理機構を介しての新規の賃貸借権設定となります。この案件の許可要件である「中間管理事業推進法」第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合しており、設定を受ける者は、同法同条同項第2号で定める「全部効率利用要件」及び「農作業常時従事要件」に適合しています。

議案第3号受付番号6から34について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働 ただ今、事務局からの説明がありました。
議案第3号受付番号6から34について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働 無いようですので、採決をします。
議案第3号受付番号6～34について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働 全員賛成です。
議案第3号受付番号6から34については、原案のとおり承認することに決定しました。
関係委員の入室を許可します。

—— 関係委員入室 ——

議長 有働 以上で、すべての議事は終了しましたので報告案件に移ります。
事務局からの報告をお願いします。

事務局 報告第1号「中途解約通知について」
農地の賃貸借権の中途解約が1件提出されています。
通知者及び土地の所在地等については、総会資料の10ページをご覧ください。
貸し手、借り手双方合意による解約となります。
以上で、報告第1号の報告を終わります。

議長 有働 以上で、本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 「質問なし」 ——

議長 有働

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局

有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他

総会資料の11ページをご覧ください。

事務局からの事務連絡。

事務局からの連絡事項は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。
なければ、閉会に移ります。

7 閉会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、令和8年1月和水町農業委員会総会を閉会します。

お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 有働 憲一

署名委員 10番 中山 和之

署名委員 11番 石口 秀明